

資料 6

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（11月分）

（1）問い合わせ件数

平成15年11月1日～平成15年11月28日 31件

（2）内訳

① 食品安全委員会関係	8件
② 食品健康影響評価関係	5件
③ 食品安全基本法関係	5件
④ リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	10件 (2件)
⑤ その他	3件

（3）問い合わせの多い質問

【1】食品安全委員会関係

Q. ホームページで食品安全モニターのアンケート報告書を読みました。食品安全モニターの選考はどのようにされたのですか。また、私でもモニターになれますか。

A. 平成15年度の食品安全モニターの選定にあたっては、20歳以上で公務員でない者のうち

- ① 大学等で食品に関係の深い学問を修了していること
 - ② 食品に関係の深い資格を持っていること
 - ③ 食品の安全に関する行政・業務に従事している又はしたことがあること
- のいずれかの条件を満たしている応募者の中から、応募理由や、地域・性別・年齢等のバランスを考慮し、全国で470名の食品安全モニターを選定しました。

なお、平成16年度については、平成16年2月頃に募集を行う予定としております。

Q. 食品健康影響評価を求められた案件に関する審議の過程で、食品安全委員会と各専門調査会との関係はどのようになっていますか。

A. 1. 食品安全委員会の下には16の専門調査会が設けられております。

このうち13の専門調査会が危害要因ごとに専門的な立場から食品健康影響評価について審議を行うこととなっており、関係する学識経験者が専門委員

となっています。

2. 具体的には、食品安全委員会が、評価を求められた案件の危害要因に応じて、適切な専門調査会に付託し、審議が行われます。その審議結果（案）について、原則として広く一般から意見・情報の募集を行います。

その後、食品安全委員会はこのようにとりまとめられた専門調査会の審議結果を元に審議を行い、最終的に評価の結果を取りまとめることとなります。

（参考）

専門調査会

- ・企画
- ・リスクコミュニケーション
- ・緊急時対応

（評価チーム）

・化学物質系評価グループ

添加物、農薬、動物用医薬品、器具・包装・容器、化学物質、汚染物質

・生物学系評価グループ

微生物、ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等

・新食品等評価グループ

遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料等

【2】食品健康影響評価関係

Q. 「アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること」に係る食品健康影響評価についてわかりやすく説明してください。

A. 1. 平成 15 年 8 月 25 日付けで農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた「アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること」については、10 月 7 日に開催された第 2 回食品安全委員会プリオン専門調査会における調査審議及び国民からの意見・情報の募集を経て、11 月 13 日に開催された食品安全委員会第 19 回会合において評価が行われ、その結果は 11 月 14 日付けで農林水産大臣に通知されたところです。

2. 本件に係る食品健康影響評価の結果の概要は、

- ① 肉かすを原料としてアルカリ処理された在庫及び今後製造される液状肥料を肥料として利用することについての食品健康影響については、無視できる程

度であると考えられる

- ② ゼラチン・ゼラチン分解液を原料としてアルカリ処理された在庫及び今後製造される液状肥料を肥料として利用することについての食品健康影響については、無視できる程度であると考えられる
- ③ 肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液以外の肉骨粉等を原料としてアルカリ処理された今後製造される液状肥料については、現時点で肥料として利用することについて食品健康影響評価を行うことは困難であり、今後、原料の処理方法等が明らかとなった時点で改めて食品健康影響評価を行うことが適当である
- ④ 肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料にしてアルカリ処理され、製造された液状肥料については、その使用にあたって誤用・流用されることがないよう適切な管理の徹底を図られるべきであるとする

とされました。

3. すなわち、アルカリ処理された液状の肉骨粉等のうち、肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料とするものに限っては、肥料として利用することについての食品健康影響は無視できる程度とされましたが、それ以外の肉骨粉等を原料とするものについては、必要な情報が提出されれば、改めて食品健康影響評価を行うこととなりました。

Q. 「牛せき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正」で食品安全委員会は「特定危険部位に相当する対応が必要」と評価しましたが、わかりやすく説明して下さい。

A. 1. 平成 15 年 11 月 11 日付けで農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた「牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正」については、11 月 20 日に開催された食品安全委員会第 20 回会合において評価が行われ、その結果は 11 月 21 日付けで農林水産大臣に通知されたところです。

2. 本件に係る食品健康影響評価の結果は、

- ① 厚生労働大臣から当委員会に意見を求められた「伝達性海綿状脳症に関する

る牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」に対して、9月11日付けで厚生労働大臣に通知した「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との食品健康影響評価の結果と同一である

- ② また、この評価結果に基づいて、背根神経節を含むせき柱について特定危険部位（脳、脊髄、眼、小腸の一部など）に相当する対応を講じることが適当であるとする

とされました。

3. すなわち、牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正は、既に厚生労働大臣に通知した内容と同じ「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との食品健康影響評価の結果に基づき農林水産省が講じるリスク管理措置であるにとらえ、「背根神経節を含むせき柱について特定危険部位に相当する対応であることが適当である」と農林水産大臣に通知したものです。

Q. 特定保健用食品の安全性について食品安全委員会ではどのように評価されているのですか。

A. 特定保健用食品の表示許可を申請した食品の安全性については、食品安全委員会に13ある専門調査会のひとつ「新開発食品専門調査会」において、科学的データに基づき客観的かつ中立公正に評価を行っております。

特定保健用食品としての表示を行うためには、健康増進法に基づく厚生労働省の許可並びに食品衛生法に基づく審査が必要であり、食品安全委員会では、この審査のうち安全性に関する評価を担当しています。その評価方法は、個別食品毎に、安全性に係る試験成績等をもとに、それら試験の妥当性も含め、科学的に評価しております。

Q. 食品健康影響評価の中で物理的要因とは具体的にどのような要因があるのでしょうか。

A. 1. 食品健康影響評価は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因であって食品に含まれるおそれがあるもの、又は人

の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な状態であって、食品が置かれるおそれがあるものが当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響を評価することです。

食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われます。

2. 食品に影響を及ぼすおそれがある物理的な要因については、幅広く想定されますが、具体例としては、異物や放射線が挙げられます。

【3】食品安全基本法関係

Q. 食品安全基本法に規定される「食品関連事業者」に農業従事者は含まれるのでしょうか。

また、その責務について具体的に教えてください。

A. 食品関連事業者には、農業従事者も含まれます。

食品安全基本法では、食品関連事業者について、

- ① 食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる債務を有する
- ② 正確かつ適切な情報提供に努めなければならない
- ③ 国又は地方公共団体が実施する施策に協力する責務を有する

旨定めています。

農業従事者の責務についての具体的な例としては、農薬などの規格・基準の遵守や出荷時の異物混入の防止などが考えられますが、その他にも、消費者に対する積極的な情報提供など、農業従事者の方々の主体的な取組による食品の安全性の確保のより一層の推進が期待されています。

Q. 「食品安全基本法」の英語表記を教えてください。

A. 英語表記については、次のとおりです。

Food Safety Basic Law

